

瑞浪市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査(工事監査)を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成29年12月25日

瑞浪市監査委員 安田 照 義
瑞浪市監査委員 加藤 輔 之

1 監査の対象事業等

土木課

- ①社会資本整備総合交付金事業(市道天徳・本郷線道路改良(その3)工事)
- ②防災・安全社会資本整備交付金事業(市道鬼岩・道北線(鬼岩橋)橋梁架替工事)

2 監査の実施日

平成29年11月7日

3 監査の方法

工事監査に係る工事技術調査業務を技術士に委託し、監査を実施。

4 監査の結果

提示されたすべての書類を検分し、疑問点は説明者に質問し、当工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理(監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の状況について吟味した。その結果、当該工事の関係書類は必要に応じて十分であり、かつよく整理されており、適正に処理されていると判断した。

また、積算については、積算根拠資料もあり、重点的に調査した限りにおいては、適切な処理がされており、品質管理試験報告書等についても監督員のチェックもあり、設計内容に適合するものであると判断した。

技術調査の結果、特に指摘すべき事項はないものと認められた。

瑞浪市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年2月19日

瑞浪市監査委員 安 田 照 義
瑞浪市監査委員 加 藤 輔 之

1 監査の対象

窯業技術研究所
稲津幼稚園
陶コミュニティーセンター

2 監査の実施日

平成30年2月2日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年2月19日

瑞浪市監査委員 安 田 照 義
瑞浪市監査委員 加 藤 輔 之

1 監査の対象

陶公民館(陶町明日に向かってまちづくり推進協議会)

2 監査の実施日

平成30年2月2日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年5月14日

瑞浪市監査委員 安田 照 義
瑞浪市監査委員 成瀬 徳 夫

1 監査の対象

議会事務局総務課
企画政策課

2 監査の実施日

平成30年3月23日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。